

# 専任の東千葉メディカルセンター長の設置に伴う、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について

資料4

## 1 専任のセンター長の設置について

### (1) 背景

本法人においては、これまで理事長が病院の管理者であるセンター長を兼ねてきた。しかし、令和2年10月に明らかになった不適切な業務運営に対し、令和3年7月に「地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター不適切な業務運営の調査等に関する第三者委員会」が報告した「調査報告書」において、「事務体制について、理事長とセンター長の兼務を止め、新たにセンター長を配置することも検討の余地がある」という提言がされた。

### (2) 効果

専任のセンター長を兼ねる理事を任命することにより、病院の管理責任者として、業務運営に係る権限の分化と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な業務運営が期待される。

### (3) センター長の職務

センター長、副センター長、看護部長及び事務部長は、理事長を補佐し、所管の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（（資料7）地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター組織規程 第5条第1項）

### (4) センター長の事務決裁

別紙「（資料8）地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター事務決裁規程（平成22年規程第6号）」のとおり。

## 2 役員報酬等規程の一部改正について

### (1) 年俸の額の考え方

本法人のセンター長は、理事長を補佐し、本法人の業務である病院事業の全体を掌理する職であり、これを兼ねる理事の年俸の額は、その職務にかんがみ、理事長及び他の常勤理事、さらには、副センター長等の職など上下の職の年俸の額との均衡を考慮し、定めるものとする。

### (2) 年俸の額

本法人の副センター長は、他の医師又は歯科医師である職員と同一の年俸表が適用され、その号俸の決定は、医師資格取得後の経過年数を基準とし運用しており、定年年齢である65歳で第122号俸とされる場合、理事長の年俸額の100分の85程度に達する。

このこととセンター長の職責にかんがみ、理事（センター長）の年俸の額は、理事長の年俸の額の100分の90に相当する額として、次の表のように定める。

| 区分                         | 月例年俸        | 業績年俸       | 合計          |
|----------------------------|-------------|------------|-------------|
| 理事長                        | 14,400,000円 | 6,000,000円 | 20,400,000円 |
| 理事（センター長）                  | 12,960,000円 | 5,400,000円 | 18,360,000円 |
| 理事（センター長以外）                | 7,200,000円  | 3,000,000円 | 10,200,000円 |
| 【参考】副センター長<br>（65歳・第122号俸） | 12,300,000円 | 5,125,000円 | 17,425,000円 |

# 専任の東千葉メディカルセンター長の設置に伴う、地方独立行政法人 東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について

資料4

## 3 専任のセンター長の設置に伴う経営への影響について

### (1) 令和3年度から令和5年度までの役員報酬額の推移

単位：円

| 【表 1】    | 令和3年度      |           |            | 令和4年度      |           |            | 令和5年度      |            |            |
|----------|------------|-----------|------------|------------|-----------|------------|------------|------------|------------|
|          | 月例年俸       | 業績年俸      | 合計         | 月例年俸       | 業績年俸      | 合計         | 月例年俸       | 業績年俸       | 合計         |
| 理事長      | 12,240,000 | 5,130,000 | 17,370,000 | 14,400,000 | 6,000,000 | 20,400,000 | 14,400,000 | 6,000,000  | 20,400,000 |
| センター長    | 0          | 0         | 0          | 0          | 0         | 0          | 12,960,000 | 5,400,000  | 18,360,000 |
| その他の常勤理事 | 5,760,000  | 2,400,000 | 8,160,000  | 7,200,000  | 3,000,000 | 10,200,000 | 7,200,000  | 3,000,000  | 10,200,000 |
| 合計       | 18,000,000 | 7,530,000 | 25,530,000 | 21,600,000 | 9,000,000 | 30,600,000 | 34,560,000 | 14,400,000 | 48,960,000 |

※令和3年度の理事長の支給額は懲戒処分により減額となっている。

### (2) 専任のセンター長の設置に伴う影響について

単位：円

| 【表 2】                     | 令和3年度         |             | 令和4年度         |             | 令和5年度（見込み）    |             |
|---------------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
|                           | 支給額<br>（円）    | 支給人数<br>（人） | 支給額<br>（円）    | 支給人数<br>（人） | 支給額<br>（円）    | 支給人数<br>（人） |
| 理事長                       | 17,370,000    | 1           | 20,400,000    | 1           | 20,400,000    | 1           |
| センター長                     | 0             | 0           | 0             | 0           | 18,360,000    | 1           |
| その他の常勤理事                  | 8,160,000     | 1           | 10,200,000    | 1           | 10,200,000    | 1           |
| その他の職員（非常勤含む）<br>に対する総支給額 | 4,788,856,319 | 656         | 4,816,276,430 | 652         | 4,892,426,578 | 654         |
| 合計                        | 4,814,386,319 | 658         | 4,846,876,430 | 654         | 4,941,386,578 | 657         |

上記の表2により、専任のセンター長の任命による影響については、令和3年度と比べ常勤理事数が**2名**から3名（理事長、センター長、事務部長）となる。令和3年度は、常勤・非常勤を含めた報酬及び給与のうち常勤役員の報酬が占める割合は、全体の**0.5%**であり、令和5年度の割合は全体の**1.0%**となることから、**0.5%**増加する。

それに対し、医師や看護師の業務補助者の活用や、非常勤医師の精査等を進め、人件費の節減に取り組んでいくことにより、経営への影響は最小限にとどめることが可能であると考えられる。

# 専任の東千葉メディカルセンター長の設置に伴う、地方独立行政法人 東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について

資料4

## 4 組織図

